

平成 27 年 7 月 17 日
介 護 保 険 課

土地収用による買い取り等により生じる譲渡所得に係る介護保険料の減免について

1 介護保険料の算定方法

第 1 号被保険者の介護保険料の算定にあたっては、介護保険法施行令第 38 条および第 39 条により合計所得金額により判定している。

土地収用等により買い取りがあった場合や自宅の買換えにより自らが居住している土地や家屋などを譲渡した場合、その譲渡所得を含む金額が合計所得金額となる。

合計所得金額は譲渡所得にかかる特別控除適用前の金額であり、これ基に介護保険料は計算されることから、保険料が高く算定される場合がある。

2 国からの通知

今般、自宅買換えの売却代金の取扱いについて、総務省に行政相談があり、行政苦情救済推進会議において検討した結果、総務大臣から厚生労働大臣に対して、自宅買換えに係る介護保険料の減免措置のあっせんが行われた。

それを受け、平成 27 年 6 月 2 日付けで厚生労働省から都道府県を通じて各保険者（区市町村）に対し、「自宅の買換え等に係る介護保険料の減免について」通知があった。

内容は以下のとおりである。

- (1) 区市町村は、第 1 号被保険者の保険料について、介護保険法第 142 条に基づき、条例で定めるところにより「特別の理由」がある者に対し保険料を減免することができる。
- (2) この「特別の理由」に、自宅の買換えに伴う譲渡所得の増加により保険料が前年度よりも高額となった場合について、区市町村が「特別な理由」であると認め、必要と判断される場合には、同条に基づき条例を定めて保険料を減免することが可能である。
- (3) 減免に要する費用は、給付費全体の 22%を負担する他の第 1 号被保険者の保険料に転嫁することとなるため、減免を検討する場合には、その影響を十分に考慮して検討を行うこと。
- (4) 保険料の減免については、被保険者の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、3 原則（保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入については適当でない）を遵守すること。

3 区の対応

従来の区の条例に基づく減免事由は、「災害・死亡・失業・農作物不良・刑事施設等収容」、および「東日本大震災の被災者に限った減免」が規定されている。また、条例付則に基づく「生計困難者に対する減額（第 2 段階・第 3 段階を第 1 段階へ）」が規定されている。

今般、区は、公共の利益となる事業の用に供するため、強制的に財産である土地・家屋を取得する土地収用について、介護保険財政の運営と財政規律の保持や他の第 1 号被保険者への影響など、さまざまな点を考慮の上、土地収用に係る介護保険料の算定について減免制度の適用を検討する。

(参考) 減免を適用した場合に想定される保険料の例

年金収入 150 万円の方が、土地の収用により自宅を 3,000 万円で売却し、3,000 万円の家を購入した場合

計算式

$$\boxed{\text{合計所得金額}} - \boxed{\text{譲渡所得金額}} = \boxed{\text{保険料を算定するための合計所得金額}}$$

売却額 3,000 万円

購入額 3,000 万円



減免前の保険料額

売却による譲渡所得が保険料算定に反映されるため、
 $3,000 \text{ 万円} + 150 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円 (公的年金控除)} = 3,030 \text{ 万円 (合計所得金額)}$
 第 15 段階：保険料額 209,700 円 (年額)



減免後の保険料額

合計所得金額 - 譲渡所得金額
 $3,030 \text{ 万円} - 3,000 \text{ 万円} = 30 \text{ 万円}$
 第 3 段階：保険料額 48,930 円 (年額)